

## 平成28年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

### 1 日時

平成28年7月26日（火）10:00～11:20

### 2 場所

ルポールみずほ

### 3 出席者

菅原佳典委員長、及川洋委員、千葉一明委員、相馬智子委員、遠藤宏委員

### 4 審議事項

#### 【指名停止等の運用状況について】

委員：契約事項違反となった事案について、事故が発生してから労働基準監督署の指摘がなされるまで期間はどのくらいか。

事務局：平成27年9月に事故が発生し、同年10月に労働基準監督署の指摘を受けているので、約1ヶ月となる。その後、発注者への報告があったのが同年11月となる。

委員：その間、発注者は事故の把握はしていなかったのか。現場の監督業務を怠っていたということになるのか。

事務局：発注者としての現場監督業務は行っていたが、受注者側からの事故報告がなされていなかったため、その把握に遅れが生じたものである。

#### 【抽出案件（仙北地域振興局：下淀川地区 ほか 農地集積加速化基盤整備工事）】

委員：今回は7地区を33工事に分割発注しているが、大仙市及び美郷町に主たる営業所を有する全28業者がいずれかの工事を落札したということか。どういった手法で発注したのか。

仙北：全28業者が、いずれかの工事を落札している。当該案件については、早期発注を図るため補正予算により執行しており、中小建設業者の受注機会の確保対策のため、分割発注によりすべて同一日程で一斉に公告、入札を行ったものである。

委員：同一日程で一斉に公告・入札を行うということであるが、分割発注の案件では複数の工事に入札参加したとしても、先に落札候補者となった工事があれば、その後の工事への入札参加はできないということなのか。

仙北：そのとおりである。分割発注とは、中小建設業者の受注機会の確保対策により、先に落札候補者となった者は、その後に開札する案件には入札参加できないという条件で発注するものである。

委員：今回は、仙北地域振興局管内に主たる営業所を有する業者が入札参加可能となっているものの、仙北市内の業者が入札参加していないようであるが、その原因は何だと考えられるか。

仙北：今回の案件は施工箇所がいずれも大仙市となるが、業者の技術者数や手持ち工事量、営業所の所在地等を考慮し、より近接の工事を厳選し入札参加したものと推測する。

【抽出案件（秋田地域振興局：広域河川改修工事）】

委員：「予定価格の事後公表のモデル的試行」案件とは、こういった発注方式か。また、その方式で発注する目的は何か。

事務局：秋田県の場合、通常であれば予定価格を事前公表により発注しているが、一部の工事において、予定価格を事後公表により発注している。予定価格の事前公表、事後公表の違いで、入札結果にどのような影響があるのか等を分析することを目的にモデル的に行っているものである。

委員：また当該案件は、総合評価落札方式により発注しているが、評価項目のうち「若手技術者の育成」項目の配点が1点と低い内容となっている。昨今の建設業における担い手不足の状況を踏まえると、この評価項目の配点を高く設定し評価すべきではないか。

事務局：建設業の担い手育成に関しては、この業界において大きな課題の一つであると認識している。総合評価落札方式における評価項目の配点内容については、業界の意見も伺ったうえで今後検討していきたい。